大阪市中央区役所電子番号表示機・番号発券機設置及び広告掲載業務募集要項

現在、大阪市中央区役所では、窓口サービス課における市民サービスの向上を目的とし、電子番号表示機・番号発券機を設置しています。

本業務は、広告取扱事業者が設置した電子番号表示機・番号発券機を無償で使用するとともに、その電子番号表示機の一部に広告取扱事業者が広告を掲載し、本市に広告料（行政財産目的外使用料）を納付することにより、新たな財源の確保及び市民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与するほか、広告主に地域貢献の機会を提供するものです。

この要項は、本業務を行う広告取扱事業者を決定する方法を定めるものです。

１．公募事業

（１）事業名称

大阪市中央区役所電子番号表示機・番号発券機設置及び広告掲載業務

（２）事業内容

大阪市中央区役所電子番号表示機・番号発券機設置及び広告掲載業務仕様書（別紙１）のとおり

２．電子番号表示機設置場所

大阪市中央区久太郎町１丁目２番 27 号

大阪市中央区役所１階　窓口サービス課待合スペース及び執務室

３．広告取扱事業者の決定方法

企画競争方式にて決定します。

４．応募資格要件

次の条件をすべて満たす事業者（法人）に限り応募することができます。

（１） 広告事業について、３年以上の実績を有している者であること。

（２） 法令等の規定により営業等について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ）。

（３） 大阪市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。

（４） 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

（５） 本市が実施した事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから２年を経過しない者でないこと。

（６） 国税及び大阪市税の未納がないこと。

５．申込手続等

（１）申込書等受付期間

令和８年 11 月 19 日（木）～令和８年 12 月９日（水）（ただし、土・日・祝・区役所閉庁日及び日曜開庁日を除く）

午前９時～午後５時３０分（ただし、１２時１５分～１３時００分を除く）

（２）申込受付場所

大阪市中央区久太郎町１丁目２番 27 号

大阪市中央区役所　５階　総務課

（３）提出方法

提出期間内に、申込に必要な書類を受付場所に送付しまたは持参してください。

送付の場合は、上記（１）受付期間内に到着したものに限ります。

（電話、ＦＡＸ、電子メールによる受付は行いません。）

（４）提出書類

ア．応募申込書（本市所定様式）（別紙２）

イ．誓約書（本市所定様式）（別紙３）

ウ．広告事業実績調書（本市所定様式）（別紙４）

エ．国税及び大阪市税（法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・建物））の未納の税額が無いことの証明書（写し可）

国税は、「納税証明書（その３）」（写し可）に限ります。

オ．事業概要等

・会社概要

・直近の貸借対照表・損益計算書

カ．企画提案書

キ．価格提案書（本市所定様式）（別紙５）

※各証明書は発行後３ヶ月以内のものに限り有効となります。

６．企画提案書の内容

（１）内容

大阪市中央区役所電子番号表示機・番号発券機設置及び広告掲載業務にかかる企画提案

（２）企画提案書作成上の注意

ア．原則としてＡ４判で作成してください（図表等は除く）。

イ．企画提案書には、表紙及び目次を添付してください。

ウ．企画提案者の名称は表紙のみに記載し、その他には記載しないでください。

エ．各ページには通し番号を付してください（表紙及び目次は除く）。

オ．提出部数は１０部とします。（正１部、副９部）

ただし、企画提案者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、ほかに事業者名表示があれば、黒塗りするなどし、企画提案者が推定できる記載は行わないこと。

カ．評価作業者が漏れなく正確に評価できるよう、次に掲げる項目ごとに提案する内容を過不足なく記載してください。

①電子番号表示機・番号発券機等の仕様及び構成

②電子番号表示機・番号発券機等の設置イメージ図

③画面のイメージ図

④広告掲載にかかるスケジュール、広告掲載内容の管理方法

⑤電子番号表示機・番号発券機等の設置、撤去、保守管理体制等

７．価格提案書作成上の留意事項

（１） 価格提案書には、月額広告料（目的外使用料）を記載してください。

（２） 電気料相当額については、中央区役所の契約電力会社の料金表に基づく単価、消費 電力量及び使用期間より算出し、別途徴収しますので、月額広告料（目的外使用料）には含まないでください。

（３） また、金額は日本円で、消費税及び地方消費税を除く総額を記載し、法人名、代表者名、住所等を記入してください。

８．企画提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の企画提案は無効となります。

（１） 企画提案に参加する資格のない者が企画提案したとき

（２） 所定の日時及び場所に応募図書を提出しないとき

（３） 2 以上の企画提案をしたとき

（４） 自己のほか、他人の代理人を兼ねて企画提案したとき

（５） 価格提案書の金額、住所、氏名、若しくは重要な文字の誤脱、又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき

（６） 正常な企画提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が企画提案したとき

（７） その他、指示した事項及び企画提案に関する条件を違反したとき

９．質疑回答

募集要項及び仕様書の内容について疑義がある場合は、質疑書（別紙６）を下記アドレスに電子メールにて提出してください。件名については「電子番号表示機・番号発券機質問」とすること。なお、質疑書以外での質問は受け付けません

（１） 質問受付期間　令和８年 11 月 19 日（木）から令和８年 11 月 27 日（金）午後５時 30 分まで

（２） 電子メール送信先　te0001@city.osaka.lg.jp　大阪市中央区役所総務課

（３） 質問回答予定　令和８年 12 月４日（金）午後５時から
回答要旨は令和８年 12 月４日（金）午後５時から令和８年 12 月 10 日（木）午後６時まで中央区役所ホームページに掲載します。
なお、ホームページに掲載した回答に対する再質問は受け付けないものとします。

10. 広告取扱事業予定者の決定

（１）選考方法
別途設置する大阪市中央区役所広告掲載審査委員会（非公開）において評価し、最も優秀な企画を行った応募者を事業予定者とします。なお、審査の項目、配点は以下のとおりです。

項目	配点（満点）
機器の機能等	４０
広告枠の策定方法	２０
設置、保守管理体制等	２０
提案金額	２０

（２）広告取扱事業予定者の決定時期
令和８年 12 月 10 日（木）
（３）通知方法
企画提案を行った応募者に対し、令和８年 12 月 10 日（木）、文書により通知します。なお、電話等による問い合わせには一切応じられません。
（４）その他
審査の結果、事業予定者として決定したときは、具体的な取り扱いについて協議させていただきます。
事業予定者として決定した事業者は、大阪市中央区役所の指示により、広告掲出許可の申請を行ってください。
広告掲出許可書を受け取った後、本市の発行する納入通知書により、期日までに年間使用料及び電気使用料を支払っていただきます。

11. その他

（１） 応募者は、この募集要項、仕様書等を熟読しその内容を遵守してください。
（２） 応募者は、事業予定者決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。
（３） 企画提案に要する費用は、応募者の負担とします。
（４） 提出された書類等は、返却できません。

募集に対するお問い合わせ先

大阪市中央区久太郎町１丁目２番 27 号
大阪市中央区役所　５階　総務課
電話　０６－６２６７－９９８８